

令和7年度南陽市猫の避妊手術費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和7年度南陽市猫の避妊手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、個人、団体等が行う飼い猫、飼い主のいない猫の避妊手術に要する費用に対し、市長が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の両方を摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (4) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらって管理されている猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、市内に生息している猫をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者又は市内に事業所若しくは住所を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 日常的な屋外飼育により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体
- (2) 飼い主のいない猫に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体

2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に国、県その他団体から同様の補助金を受けているものは、交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 避妊手術に要する費用

(2) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、避妊手術を行った猫1匹につき、不妊手術にあつては11,000円、去勢手術にあつては5,500円を上限とし、当該手術に要した費用の100円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、申請者が個人の場合にあつては同一年度内において、1世帯につき1匹まで、団体の場合にあつては市長が定めた頭数の範囲で行うものとする。ただし、申請者が個人の場合であっても、地域の実情等により市長が特に認める場合は、この限りでない。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に県内の動物病院に避妊手術の予約を行った上で、事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 申請者は、前条に規定する事前協議の内容により、避妊手術を行ったときは、令和7年度南陽市猫の避妊手術費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に避妊手術に要した費用の領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(事業の中止)

第8条 申請者が、第6条に規定する事前協議後、事業の中止について市長の承認を受けようとする場合は、その理由を記載した事業中止承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、第7条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、受付順にその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、令和7年度南陽市猫の避妊手術費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、避妊手術を実施した獣医師に聴取り調査等を行うものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに令和7年度南陽市猫の避妊手術費補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 飼い主のいない猫に係る交付決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い主のいない猫を保護する場合は、継続的に給餌、給水等の世話をし、適正に

管理すること。

- (2) 飼い主のいない猫を避妊手術前の生息場所に戻す場合は、避妊手術済みであることを識別できるよう片方の耳にV字カット等の措置を講ずるとともに、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めること。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を直ちに返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。